

（議）第 2 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規
定により提出する。

平成17年 1 月12日

提出者

秋田市議会議員 柏 谷 幸 彦

外41名

秋田市議会議長 佐々木 晃 二 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項および同条厚生委員会の項中「11人」を「12人」に、同条教育産業委員会の項および同条建設委員会の項中「10人」を「11人」に改める。

第4条第2項および第7条第2項中「10人」を「11人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会、厚生委員会、教育産業委員会および建設委員会ならびに議会運営委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会、厚生委員会、教育産業委員会および建設委員会ならびに議会運営委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく厚生委員会、教育産業委員会および建設委員会に付託されている請願および陳情は、改正後の条例の規定による厚生委員会、教育産業委員会および建設委員会に付託されたものとみなす。
- 4 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会、厚生委員会、教育産業委員会および建設委員会ならびに議会運営委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による総務委員会、厚生委員会、教育産業委員会および建設委員会ならびに議会運営委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

5 この条例の施行に伴い新たに選任される総務委員会、厚生委員会、教育産業委員会および建設委員会ならびに議会運営委員会の委員（附則第2項の規定により選任されたものとみなされる委員を除く。）の任期は、改正後の条例第3条第1項本文（改正後の条例第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、附則第2項の規定により選任されたものとみなされる委員の任期満了の日までとする。

提案理由

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部改正に伴い、各常任委員会、議会運営委員会、資格審査特別委員会および懲罰特別委員会の委員の定数を改めるため、改正しようとするものである。